

「今後の化学物質対策の在り方について（案）」に対する御意見（概要）

注）頂きました御意見は原則として到着順に原文を掲載しております。

1	<p><b>【意見】</b> 最近、テレビでは中国の大気汚染の凄まじさが報道されているが、明らかにすべての人に有害であることを認識できる問題は規制・改善することに誰もが賛意を示すが、放射能や電磁波、化学物質など、目に見えない健康被害を与える要因に対するの防御は、難しい面もあろう。しかしながら、乳幼児の衣類に禁止されている化学合成界面活性剤入りの洗剤などは、常識として一般に知らしめなければならず、最近では、持続性のある香料入りのものでが始め、健康被害を受ける人たちが出てきていると知った。健康被害が出る人の割合は、数パーセントかもしれないが、これから先はその増加が心配されている。ナノ粒子の危険性も海外では情報として流れ出していることを知って、より厳格な安全性の確保を願いたい。 便利さの追求が、一部の人たちへの生活範囲のすべてに立ち入り禁止措置にならないよう配慮することが必要と考える。（個人1）</p>
2	<p><b>【該当箇所】</b> 5 ページ目 5 行目 ~ 6 ページ 29 行目</p> <p><b>【意見】</b> 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することは、数量調整という複雑な制度を維持しながら環境保全策を不透明にするものであり、適切には思えません。 むしろ、日本以外の諸国で一般的な、個社毎の製造・輸入量管理と適切な上限値の設定を目指すべきと考えます。（個人2）</p> <p><b>【理由】</b> 環境排出量に変更することは個社上限を拡大する可能性はあるが、排出係数を乗じた結果での数量調整を要する点では煩雑な制度を維持する欠点を有します。 さらには、安全側に立った排出係数の設定・運用がうたわれているものの、最も安全側にたった排出係数は1、すなわち製造・輸入量が全て環境排出量になる場合であり、制度上の有効性は不明瞭です。 一方、米国 TSCA では 10t 以下/年に対して免除届出制度が存在し、EU REACH では 1t/年に対して規制が存在しない。韓国化評法 K-REACH では、年間 0.1 トン未満の少量新規について一部の資料の提出免除（2020 年 1 月 1 日から）としています。 閾値については各国マチマチではあるが、それは環境排出の影響を考慮すべき国土面積が各国により異なることをみれば、ある程度妥当な差違に見えます。 もし、環境排出量自体が一般的に 1 を大きく下回る、ということが担保可能なのであれば、あるいは用途に応じて特定の環境排出係数を想定可能であるならば、その数値を鑑みた上で、数量調整を必要としない個社上限値を設定すべきではないでしょうか。 このように、制度の明確化こそが各事業者の事業機会に対しての判断行動の迅速化を促し得るものと考えます。</p>
3	<p><b>【該当箇所】</b> 5 ページ目 2 行目 ~ 4 行目 「国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できない事により事業者のビジネス機会が消滅し、損失が発生してしまうおそれが高まっている。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は、下記理由 1、2 に基づき、次の様に改めて頂く必要があると考えます。 改訂案「国による数量調整が増加した結果、事業者（製造・輸入者）が当初予定していた数量を確保できない事により事業者、及びその下流の使用者のビジネス機会が消滅し、損失等が発生してしまう事例が確認されている。」（団体1）</p> <p><b>【理由1】</b> 2016年11月28日開催 第2回化審法見直し合同会合 参考資料1 2016年2月2日開催 化学物質審議会（平成27年度第1回）議事録11頁～12頁 ○境化学物質政策小委員会委員（堀米代理）発言より 『もしお客様の要望以上に数量が減らされてしまったら、それは1トンが500キロになったという影響以上に、液晶の組成物としてはその10倍のビジネスがなくなります。』</p>

	<p>さらには、こういったデバイスになったときは、我々、化学メーカーの出すビジネスの大体 50 倍から 100 倍の規模のビジネスになります。それが失われる。場合によっては、海外は化審法の制限がございませんので、例えば中国や韓国に物が流れて、実例をいえば、我々は数年前、二百数十億のビジネスを失いました。それは数量が確認できなかったということによります。それは、例えば液晶のディスプレイまで含めていえば 1 兆 3,000 億ぐらいのビジネス、それが場合によっては日本から全て中国、韓国、そういったところに流れていってしまうという。化学物質というのは、川上産業でその付加価値が後から後からどんどんついていくという、ぜひそのところをご理解いただいて、この上市前の事前確認のところをいかに安全にかつ確実にできるかどうか、ぜひそういった見直しをしていただければと思います。』</p> <p><b>【理由 2】</b>          低生産量新規化学物質確認制度における事前の審査の為に、分解性試験、及び蓄積性試験が必要であるが、複数の事業者が同一物質について申出するというのは、該試験を同一物質について複数の事業者が行うという事を意味し、合理的でない。これらの不具合も考慮し、損失の文言の後ろに「等」を挿入すべきと考える。</p>
4	<p><b>【該当箇所】</b>          5 ページ目 6 行目 ~ 9 行目          「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は欧米にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」</p> <p><b>【意見】</b>          上記の文中、「全国上限という考え方は欧米にはない」に関係した内容は、第 3 回化審法見直し合同会合にて、委員の指摘により修正されたものと思われるが、ポジティブな効果をより強調したかの印象を受ける。しかし本措置により明らかに正負両面の影響がでているのであるから、当日資料の文案の如く事実のみを記載するか、もしくは両面を併記する必要があると考える。即ち、例えば以下のような文案を提案申し上げる。          「全国上限という考え方は欧米にはないが、規制の在り方に於いて国際整合性を考慮すると同時に、他方、我が国での人の健康や生態系への安全性への影響を勘案し、」(団体 1)</p> <p><b>【理由】</b>          事業者は、中小企業と雖も我が国のみで事業を考えることは既にできなくなっており、現状多くの他国の独自の規制・運用に悩まされている。この現状も考慮し、自国の独自規制の賛美のみでなくバランスのとれた内容として頂きたい。</p> <p><b>【根拠】</b>          &lt;平成 28 年 4 月 8 日付 経済産業省 News Release 「第 3 回日中化学産業政策対話」を開催しました&gt;          2 . 3) 中国の危険化学品管理制度、新規化学物質管理制度について、中国政府に対し、日本企業が直面する          問題や課題に対する改善を要望し、意見交換を行いました。  <a href="http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160408003/20160408003.pdf">http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160408003/20160408003.pdf</a>          また化審法は、化学物質の環境経由の暴露に関して製造・輸入者を規制する法律であり、全てをカバーするものではないのであるから、化審法の規制のみで、人の健康や生態系への安全性が全て確保されるという印象を与えるのは望ましくないと考える。</p>
5	<p><b>【該当箇所】</b>          5 ページ目 7 行目 ~ 9 行目          「リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」</p> <p><b>【意見内容】</b>          前回の法改正により、既存化学物質を含めた一般化学物質評価の領域がリスクベースへの管理に移行した一方で、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度を含む新規化学物質審査の領域は、十分なリスクベースと言い難いのではないかとの印象を受けておりました。          今回の環境排出量の採用は、この見方を改める大きな進歩と受け止める事ができ、また事業者の事業</p>

	<p>の予見性を向上させる前向きな施策の一つとして捉えることができ、感謝いたします。(団体1)</p> <p><b>【理由】</b> 別紙2、6頁 WSSD2020年目標より 『透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、』</p>
6	<p><b>【該当箇所】</b> 6ページ目 18行目 ~ 21行目 「 なお、このような見直しに当たっては、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、引き続き安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 安全側に立った運用に異論を唱えるものではないが、化審法見直し合同会合の場で述べられたように、排出係数としてスクリーニング評価用の値に代えて、一律にリスク評価用の最大の値を用いるのは適切でないとする。</p> <p>リスク評価用の排出係数は、優先評価化学物質に対して用いられるが、この評価は化審法上の第二種特定化学物質の指定等の規制権限の行使の必要性について、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断することを目的として行われる。従って、本制度においてリスク評価用の最大の排出係数を用いた運用を採用すると、制度としての整合性を欠くと同時に新規化学物質に対して二重に安全側の運用を行う事となり、結果として必要以上に我が国化学産業のイノベーションに制限を掛ける事となる。(団体1)</p> <p><b>【理由】</b> 経済産業省 HP 化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価 2. リスク評価について <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_index.html</a></p>
7	<p><b>【該当箇所】</b> 6ページ目 下から4行目 ~ 下から1行目 「 したがって、用途情報の正確性を担保するためにも、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 「国が用途情報を厳密に把握」というところは、事業者の立場からも十分に理解するところであるが、具体的なその仕組みにおいて事業者に複雑な文書、多くの資料等を求めることにならない様に配慮頂き、既に存在する事業者間の契約書等を利用する等、現実的な対応をお願いしたい。(団体1)</p> <p><b>【理由】</b> 該当箇所において危惧されるのは、多くの審議委員の方々が、『用途情報は簡単に入手できる』と思われ、それが文章に現れている点である。</p> <p>実際に用途情報を持っているのは化学物質の製造・輸入者自身ではなく、川下の顧客、或は更に川下の顧客というケースが多い為、製造・輸入者は川下の顧客に用途情報を開示してもらう必要がある。しかし、用途情報は重要な技術・営業情報に係るものであり、本来、知的財産、不正競争防止等の案件として保護されるべきで、単に尋ねて簡単に開示するという類のものではない。</p> <p>従って、製造・輸入者が川下ユーザーから用途情報の開示を受ける場合は、「秘密保持」等を含んだ契約書を事業者間で取り交わすのが普通である。</p> <p>事業者間でこの様にしっかりした契約関係を築き、更に「確認した用途以外には使用しない、展開しない」という内容も追記しておけば、こうして開示を受けた用途情報は、十分に信頼に足るサプライチェーン間の情報であり、活用可能と考える。</p>

8	<p><b>【該当箇所】</b> 6 ページ目 下から4行目 ~ 下から1行目 「したがって、用途情報の正確性を担保するためにも、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 一つの化学物質を複数の企業がそれぞれ独立して使用する場合や、かつそれら企業が各々異なる用途に用いる場合等が現実にあること、またサプライチェーンの複雑性も踏まえ、実際の運用を決定する際には、用途を排出係数でグループ化して取り扱う等、工夫を加えると共に、事業者側と相談して頂きたい。 即ち、今回の変更に伴う事業者への新たな要件の追加により、結果的に従来よりも制度の利用が難しくなることがなきよう十分配慮して進めて頂きたい。(団体1)</p>
9	<p><b>【該当箇所】</b> 9 ページ目 4行目 ~ 6行目 「○ 既存化学物質についても、毒性が非常に強いことが判明した場合には、全ての事業者毒性が強く取扱いに注意が必要な物質である旨を以下のような措置によって伝達し、取扱いの注意を促してはどうか。」</p> <p><b>【意見】</b> 新規化学物質においては、その用途の展開、及び使用量の急増によりリスクが急速に拡大する場合がある為、注意喚起のための情報伝達、及び指導・助言の必要性は理解できる。しかし、用途がほぼ定まっており、製造輸入量が毎年届出されて既にリスク評価の俎上にある既存物質に対し、類似の措置を適用することは、化学物質の有用性を損なう等の問題を生じ易い。また他法令との調和も考慮した検討・施策が必要である。従い、この3行、及びそれ以降の部分は、今回は削除した方が良いと考えます。(団体1)</p> <p><b>【理由】</b> 前述5頁記載の「リスクを基礎とした管理の考え方」は、既存化学物質においても着実に進められるべきものであり、毒性のみでの物質指定は、過去の第二種監視化学物質、第三種監視化学物質と同様、得てして蛇口規制に走りがちとなり混乱を招く。十分検討を行い、かつ他法令との整合性も確認した上でその措置を決めるのが適切ではないか。 また、業界団体への周知、及びHP等での公表は既に進行中であり、改めて記す必要はないと思われる。</p>
10	<p><b>【該当箇所】</b> p4-5 「2. 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化案」</p> <p><b>【意見】</b> 我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行していることはまさにその通りであり、少量・低生産量新規化学物質確認制度における全国単位の製造・輸入量の上限見直しを必要としている企業があるのも事実であるが、一方数量調整されることなく問題が発生していない企業もあることは、数量調整を受ける新規化学物質が約10%程度であることから、想像に難くない。 そのような背景を考えると、現状問題となっているのは他社との間で行われる数量調整であり、次の二点においてビジネス上の支障が出ているものと考える。 1. 使用者と用途が決まった段階で申し出たが希望する数量が確認されない 2. 数量調整により、製造・輸入予定数量が毎年変化する この二点のため、産業界より予見性が立たないことに対する不満から、化審法の特例制度である少量・低生産量新規化学物質確認制度に対する改善要望が出ているのだと思われる。 これに対する解決案として、確認制度の確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」への変更、そして届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制を構築することがあげられている。しかしながら、本解決案は現に数量調整によって問題が発生している企業にとっては数量の予見性が立つようになることから規制緩和となるのが、問題が発生していない企業にとっては使用者から用途情報を新たに厳密に取得のうえ管理しなければならなくなる分だけ、改正案によって規制が強化されることを意味する。 従って、数量調整が行われる新規化学物質については用途情報等を厳密に把握することにより安全</p>

	<p>側に立った管理を行う必要があることは十分理解するが、数量調整が行われない新規化学物質についてはこれまでの運用から逸脱しない範囲の用途情報の把握にとどめるべきと考える。(不明)</p> <p><b>【理由】</b> 国が用途情報を厳密に把握できる体制を構築するためには、企業が用途情報を厳密に報告する必要があり、そのためには用途情報を厳密に入手することが求められる。しかし、企業(特に中小企業)が使用者から用途情報を厳密に入手することは、時間的な制約があるなか、現に数量調整を受けておりそれが解消されるというメリットや法的な裏付けなしでは簡単にできないと考えるからである。</p>
11	<p><b>【該当箇所】</b> p4-5 「2. 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化案」</p> <p><b>【意見】</b> 「環境排出量」は「環境排出予定量」に改めるべきと考える。(不明)</p> <p><b>【理由】</b> 申し出られる製造・輸入数量は予定数量であるため。</p>
12	<p><b>【該当箇所】</b> 6ページ目 18行目 ~ 21行目 なお、このような見直しに当たっては、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、引き続き安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである。</p> <p>6ページ目 26行目 ~ 29行目 したがって、用途情報の正確性を担保するためにも、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。</p> <p><b>【意見】</b> 上記該当箇所において、排出係数の設定や運用方法、および国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築については、今後の検討項目として挙げられている。今後これらの検討項目については早い段階で業界および個別企業の意見を取り入れ、かつ議論の進捗を都度公表して頂きたい。(企業1)</p> <p><b>【理由】</b> 排出係数の設定および運用方法は事業者にとって大きく関わる場所である。排出係数の設定のありかたは、個別物質の排出量の計算、すなわち量の上限を左右するため、企業のビジネスに直接的に影響する。また、用途情報の提出を含む体制についても、申出書における詳細な用途情報および用途別の申出数量など記載項目の追加への対応、割当量確定プロセス等が煩雑になることが懸念される。これらの点について現段階では検討事項とされている。今後、議論の早い段階で業界および個別企業の意見も取り入れるような仕組み、例えば関連工業会を通じて企業へのヒアリングを行うなどして、安全側に立ちながらも妥当な運用がなされるように取り組んで頂きたい。</p>
13	<p><b>【該当箇所】</b> 5ページ目 5行目 ~ 6ページ 最終行(全体)</p> <p><b>【意見】</b> 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化案は、弊社にとって望ましい方向である。但し、確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」に変更するに際し、用途情報、排出係数に関する運用方法は、適正かつ効果的なものとしていただきたい。(企業2)</p> <p><b>【理由】</b> 特に電気電子業界においては、少量多品種の原材料を輸入したいというニーズが強いが、現行の制度(少量新規1トン/国、低生産量10トン/国)では次年度の輸入可能数量の予定を立てることが難しいため、開発計画に支障を来すことがある。今回の合理化により数量調整の機会が軽減されることは大変望ましい。一方で、企業側が過度な用途情報の提出等を要求されるなど負担がこれまで以上に増大することは避けたい。</p>

14	<p><b>【該当箇所】</b> 6 ページ目 18 行目～6 ページ 21 行目（排出係数）</p> <p><b>【意見】</b> 排出係数は、実態を踏まえた一部見直しは致し方ないが、原則として現行のスクリーニング評価の排出係数を採用していただきたい。（企業2）</p> <p><b>【理由】</b> ・現行の化審法では、スクリーニング評価では、リスク評価で使用する約280の用途分類を約50種類に集約し、リスク評価用の排出係数を用途分類毎に幾何平均で括っている。従って、化審法のリスク評価スキーム全体の整合性と運用の合理性という観点から、スクリーニング評価の排出係数を用いるのが合理的で妥当と考える。 ・化審法合同見直し会合の中で、リスク評価用の排出係数の最大値を念頭においた「安全側」という意見があったが、もしもリスク評価用の排出係数の最大値を採用するのであれば、その採用の化学的根拠を十分議論するとともに、現行のスクリーニング評価及びリスク評価における排出係数全体を含めて見直すべきで有り、安易に採用すべきものではない。</p> <p><b>【根拠】</b> ・第2回化審法施行状況検討会 配付資料（平成27年10月16日） <a href="http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kashinhou/pdf/002_02_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kashinhou/pdf/002_02_00.pdf</a></p>
15	<p><b>【該当箇所】</b> 6 ページ目 26 行目～6 ページ 29 行目（用途情報）</p> <p><b>【意見】</b> ・数量上限を環境排出量で設定する場合、用途情報の正確性を担保するため、国が用途情報を厳密に把握できる体制を構築することは重要であり、考え方として賛成である。但し、現行制度での実績と整合性を踏まえ、用途の確認はあくまで製造・輸入業者の十分な責任において行うべきであり、事業者に過度の負担とならないよう現実的で合理的な把握、運用方法を構築していただきたい。 ・製造・輸入業者は用途情報を適切に把握、管理できるように、使用者に対し、精度への理解、協力要請等、情報収集のために努めるべきである。政府は、履行状況の把握や監視のために立入り検査を行う等、官民が協力し、我が国全体として新制度が確実に運用されるようそれぞれで努力をすべきである。（企業2）</p> <p><b>【理由】</b> ・製造・輸入者責任による用途の確認、報告の仕組みは、現行の少量低生産量特例や既存化学物質の数量届出において既に確立しており、製造・輸入業者の責任において行っている。 ・他国でも新規届出における用途の記載はあるが、届出者である製造・輸入業者による確認で、証拠書類の提出まで求めているケースは見られない。</p>
16	<p><b>【該当箇所】</b> 9 ページ目3行目～9 ページ14行目（特定新規化学物質）</p> <p><b>【意見】</b> ・「特定新規化学物質」はあくまで新規化学物質に限定して管理すべきである。（企業2）</p> <p><b>【理由】</b> ・既存化学物質については、GHS分類の有害性区分に該当する物質のSDSによる情報伝達は、労働安全衛生法で既に努力義務化されており、使用者への情報伝達は行われている。この上、既存化学物質について今回新たな措置を講ずることは重複規制になる。</p>
17	<p><b>【該当箇所】</b> 5 ページ目 2 行目 ～ 4 行目 「国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できない事により事業者のビジネス機会が消滅し、損失が発生してしまうおそれが高まっている。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できない事により事業者</p>

	<p>のビジネス機会が消滅し、損失等が発生してしまうケースが増加している。」(企業3)</p> <p><b>【理由】</b> 事業者においては実際にビジネス機会が消滅し、試験費用等を含めた負担や損失が発生しているため。また、化審法に係る事業者のみではなく、平成27年度第1回化学物質審議会での委員の発言の通り、その川下事業者を含めると我が国におけるビジネス機会の損失は大きい。</p>
18	<p><b>【該当箇所】</b> 5ページ目 6行目 ~ 9行目 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は欧米にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は我が国以外にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」(企業3)</p> <p><b>【理由】</b> 全国上限の考え方は欧米のみならず、世界的にも類を見ない我が国固有の特徴的な制度であり、国際整合性に欠けることを明確にするため。</p>
19	<p><b>【該当箇所】</b> 5ページ目 9行目 ~ 11行目 「現行の個社上限は維持するとともに、環境排出量で定める全国上限値に納まるように各申出者の製造・輸入予定数量を引き続き調整する。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「現行の申出者の製造・輸入予定数量上限値は維持するとともに、環境排出量で定める全国上限値に納まるように引き続き調整する。(企業3)</p> <p><b>【理由】</b> 現行制度の規定、運用の記載には、全国数量の上限の規定はあるが「個社上限」の概念はない。より明確な表現とするのが良いと考えるため。</p>
20	<p><b>【該当箇所】</b> 6ページ目 5行目 ~ 6行目 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、安全側に立った排出係数の設定・運用とすることが求められる。」 6ページ目 18行目 ~ 21行目 「なお、このような見直しに当たっては、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、引き続き安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当下線箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「安全側に立った」を、「適切な」に変更。(企業3)</p> <p><b>【理由】</b> 現在の化審法における一連のリスク評価スキームにおいて、スクリーニング評価用排出係数は懸念がある物質を確実に優先評価物質に引き上げ、リスク評価を実施できるよう、適切に設定されたものと考えられる。リスク評価における排出係数は詳細リスク評価に用いられるものであり、その最大の排</p>

	<p>出係数の使用等、過度に安全側に立った排出係数の利用は化審法におけるリスク評価スキームやリスクベースでの化学物質管理という観点からも適切ではなく、事業者にとって不要な制限を与え、我が国の産業発展を阻害すると考えられるため。</p>
21	<p><b>【該当箇所】</b> 6 ページ目 下から 4 行目 ~ 下から 1 行目 「したがって、用途情報の正確性を担保するためにも、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当下線箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「国が用途情報を厳密に把握できる体制」を、「国が用途情報を適切に把握できる体制」に変更。(企業 3)</p> <p><b>【理由】</b> 用途情報は川下事業者にとっては営業秘密であり、簡単に開示できるものではなく、製造・輸入者にとって全ての用途情報を厳密に把握することは困難であり、現実的ではない。一方、行政が全ての用途情報を自ら把握することは現実的ではないと考えられる。そのため、必要な範囲において適切に用途情報を把握することで十分ではないかと考える。また、化審法は製造・輸入における規制であり、過度に川下に義務を課すことは法の枠組みとして問題があるのではないかと考える。</p>
22	<p><b>【該当箇所】</b> 9 ページ目 4 行目 ~ 15 行目 「○ 既存化学物質についても、毒性が非常に強いことが判明した場合には、全ての事業者毒性が強く取扱いに注意が必要な物質である旨を以下のような措置によって伝達し、取扱いの注意を促してはどうか。」～(中略)～「(HP 等での公表) ・ 毒性等の所要の情報を経済産業省及び環境省のホームページ等のウェブに掲載し、国民に広く周知する。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は削除する。(企業 3)</p> <p><b>【理由】</b> 既存化学物質においては既に化審法における一連のリスク評価の枠組みによってリスクベースの管理がなされており、ハザードベースでの管理に基づく該当箇所の記載は法の枠組みから逸脱しているため不適切と考えられる。また、一定の有害性に関する知見がある物質においては、SDS 等による情報提供が他法令や自主的取り組みによって既に行われており、重複規制となるため不要と考えられる。(慢性毒性の知見を根拠とするのであれば現在のリスク評価の枠組みで対応可能であり、急性毒性の知見を根拠とするのであれば化審法ではなく、毒劇法等の他法令での規制が妥当であると考えられる。) さらには、有害物質を悪用する事件も発生しており、毒性の強い物質を HP 等において国民に広く周知することは悪用防止の観点から鑑み、慎重に実施すべきと考えられる。</p>
23	<p><b>【該当箇所】</b> 少量新規化学物質等の確認制度における新規物質の『環境排出量』での「全国上限値」について</p> <p><b>【意見】</b> 今回の改正で新たに導入される「環境排出量の推定評価法」は、事業者でもその確認が受けられる可能性を事前に把握できるように、その『排出係数』も含め一般への公開をお願いできればと思っております。(企業 4)</p>
24	<p><b>【該当箇所】</b> 少量新規化学物質等の確認制度における新規物質の『環境排出量』での「全国上限値」について</p> <p><b>【意見】</b> 『用途情報』の厳密さは確かに重要ですが、現状以上の詳細情報となると、一部の物質では、使用者</p>

	側での秘密事項にも関わる内容もあり、「使用者」側から当局への直接の提供が可能となるような「運用」をお願いできればと思っております。(企業4)
25	<p>【該当箇所】 既存物質で「毒性が非常に高い物質の周知・公表」について</p> <p>【意見】 当該物質の「選定の基準」については、事前の公表をお願いするとともに、その物質の公表時には、その『位置付け』を明確化していただき、いたずらに一般の方々を混乱、忌避等の行動を起こさせる事の無いような発表の仕方をお願いできればと思っております(ex. ばく露を避ければ十分に使用可能など)。(企業4)</p>
26	<p>【該当箇所】 別紙2</p> <p>【意見】 2020年までに確実にその決着を付けるよう、『優先評価化学物質』のままとする物質が無いよう確実な評価をお願いできればと思っております。(企業4)</p>
27	<p>【該当箇所】 別紙2</p> <p>【意見】 「どの物質がその対象に当たるのか?」、すなわち「どの物質までを2020年までに評価を実施するのか?」について事業者も正確に把握しておきたいので、早めにその正確な定義と対象範囲を明確化していただければありがたいかと思っております。(企業4)</p>
28	<p>【意見】 用途が重要になるということは、例えば複数の用途に使用される場合、それぞれの用途毎の申出数量を記載するのでしょうか? 確認も用途毎に確認数量を分けるのでしょうか? 用途外の使用は化審法違反になるのでしょうか? (個人3)</p>
29	<p>【意見】 「特定新規化学物質」の位置づけが不明瞭です。スクリーニング評価の段階で、有害性評価1を超える化学物質を、暴露量に関係なく1つのカテゴリーにしようということでしょうか? その場合、第2種特定化学物質と優先評価化学物質の間に位置するものと考えて宜しいでしょうか? いずれにしても「特定新規化学物質」という抽象的で他の分類と紛らわしい名称は、ご容赦下さい。もっとカテゴリーや上下関係が明瞭な名称をお願いします。現行でも“中間物としての新規化学物質”と“自社内中間物であり、かつ製品として出荷する可能性のある新規化学物質”が一般の人間を混乱させ、化学物質の管理に支障が出ております。また、検索を行なう際にも大量のノイズが予想されます。(個人3)</p>
30	<p>【該当箇所】 5ページ目6行目 ~6ページ9行目</p> <p>【意見内容】 ・少量新規及び低生産量新規化学物質の製造・輸入数量を絶対数量で決める制度は、前回の化審法改正で行われたリスク評価制度への移行で取り残された部分であり、今回の見直しは、附則にある5年後見直しに基づく必要な措置としてふさわしく評価できる。ただし、合同会合では依然として旧態にこだわる意見も多く、このような意見を運用に適用すると改正の目的である予見性の向上が実現されないことになりかねない。今後の運用作成においては目的に沿った適正な運用の策定をお願いしたい。(企業5)</p> <p>【理由】 ・平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」の1つとして、「化学物質審査制度の見直し(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)」が行われることとなり、少量中間物等制度が作られたが、旧態にこだわる意見が多い中で策定された結果、十分に活用されているとは考えにくい状況となつてため。</p> <p>【根拠】</p>

	<p>規制改革実施計画 平成 25 年 6 月 14 日  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/06/20/20130614-03.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/06/20/20130614-03.pdf</a>          少量中間物等制度の状況・・・第 1 回化審法見直し合同会合 平成 28 年 9 月 26 日 資料 2  <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/009_02_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/009_02_00.pdf</a></p>
31	<p><b>【該当箇所】</b>          6 ページ目 18 行目 ~ 21 行目</p> <p><b>【意見】</b>          少量新規・低生産量新規化学物質確認制度の安全側に立った運用は理解するが、排出係数の設定に当たっては、たとえば、リスク評価で利用される詳細用途で排出係数の大きなものと小さいもので纏めなおすなど、既存のスクリーニング評価方法並びにリスク評価方法との整合性を考慮したものにすべきである。(企業 5)</p> <p><b>【理由】</b>          ・既存のスクリーニング評価・リスク評価用の排出係数は、平成 22 年当時パブリックコメントまで実施して決定したものであり、新たな少量新規・低生産量新規化学物質制度用排出係数の設定のために用途ごとの数値そのものを見直すことは、長期間の検討を要することが想定されるため。</p> <p><b>【根拠】</b>          化審法のリスク評価に用いる排出係数一覧表  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_emissionfactor-v03_131101.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_emissionfactor-v03_131101.html</a></p>
32	<p><b>【該当箇所】</b>          6 ページ目 26 行目 ~ 6 ページ 29 行目</p> <p><b>【意見】</b>          環境排出量を算出する上で、国が正確な用途情報を把握することは重要であり、そのための体制を構築するとした考え方は賛成する。その際、官民で十分に議論し、既存の確認制度の見直しを含めた、実際に機能する運用体制を構築していただきたい。(企業 5)</p> <p><b>【理由 1】</b>          ・現行の少量新規申請年 4 回、低生産量継続申請年 1 回の受付頻度では、顧客が決まっていない段階での申出も必要となることから、製造・輸入者が用途を宣言して届出・申出を行う運用とならなければ、従来の問題点は解決されない。          ・用途情報の把握に於いて、少量中間物等制度のように代表者印でのやり取りが必要となると、川下企業(特に大企業)からの確認が取れなくなることも想定され、制度が十分に活用されなくなることが予想される。          ・用途情報は化学物質ではなく製品そのものに由来するものであり、特に混合物製品の場合、製品組成が開発企業のノウハウである場合が多い。そのため、化学物質名や含有量などの trade secret や C B I (Confidential Business Information) を考慮した運用が行われないと、企業の新規開発意欲を減退させることになりかねないため。</p> <p><b>【理由 2】</b>          少量中間物等制度の状況・・・第 1 回化審法見直し合同会合 平成 28 年 9 月 26 日 資料 2  <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/009_02_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/009_02_00.pdf</a>          少量中間物等の確認書  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_chukan.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_chukan.html</a></p>
33	<p><b>【意見】</b>          少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化について、例えば、排出係数が 0.01 のものは、1 社 1 t × 1 0 0 社 = 1 0 0 t 製造または輸入することも可能になると読めます。複数社に委託製造させるとか、小さな輸入会社を多数使って輸入するなど、意図的に大量製造・大量輸入することに対して制限はかけないのでしょうか？(企業 6)</p>
34	<p><b>【意見】</b>          6 頁に「用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべき」との記載があるが、実現可能か不明瞭である。          「事業者から追加情報を求めるなど」とあるが、そのやり取りによって申請が遅延することはない</p>

	か？また、用途に疑義が残るものは立ち入り検査もあり得るように検討いただきたい。(企業6)
35	<p>【該当箇所】 5 ページ目 6 行目から 6 ページ 29 行目 (少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化案について全般)</p> <p>【意見】 実際の運用の仕方を決めるにあたっては、あらためて広く意見を求めることが必要と考える。少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、用途情報の正確性を担保するためにも事業者から追加情報を求めるとしているが、現行に比べて過度な要求とならないよう配慮されたい。 例として 2 段階で申出情報を求める運用が可能と考える。 Tier 1 ; 現行の確認申出と同じく主たる用途の記載に留め、申出者が重複する場合はこれまで通りのルールで数量調整を行う。 Tier 2 ; 調整された数量で不満な申出者のみ、用途情報と用途毎の数量、及び排出量の積算値を追加情報として提出し改めて確認申出を行う。(個人4)</p> <p>【理由】 実際の運用についての具体的なものが何も示されていない。当局や主要工業会だけでの議論でおさめずに最終的にはあらためて意見募集の機会が設けられるべき。追加の用途情報については全ての申出について前もって詳細な用途情報を求めるようにも読める。現行制度で数量調整が不要なケースでは詳細な用途情報は不要のはずである。上記のような Tier アプローチで行えば数量調整に至らない申出については事業者の負担は変わらない。</p>
36	<p>【該当箇所】 6 頁 12 行目～17 行目</p> <p>【意見】 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の確認の基準となる全国上限値を『製造・輸入予定量』から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される『環境排出量』に変更する。」ことに反対である。(団体2)</p> <p>【理由】 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度は、新規化学物質としての通常の審査制度の特例として、前者についてはデータの届出を全て免除され、後者については分解性・蓄積性のデータの届出のみでよいとされるものである。 通常の新規化学物質の審査には分解性・蓄積性・人健康影響・生態影響の試験データの届出が必要とされるのに対し、少量新規や低生産量新規では事業者の負担を軽減する特例が制度化されている。少量新規は化審法制定時から存在した制度であるが、低生産量新規は平成 15 年から導入されたものである。 今回の変更案の理由として、「我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行していることを受けた制度見直し案として」との記載があるが、そうだとすれば、少量新規等の特例の合理化(緩和)ではなく、むしろ事業者の負担を軽減する特例制度そのものを見直すべきではないか。 少量新規化学物質は年々増加傾向にある。製造・輸入予定数量が年間 1 トン以下程度であれば、人の健康や生態系への影響は無視できる程度であると 5 ページにデイルドリンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンでの推計結果を示しているが、申請件数が約 3 万件に上るとすれば、上限 1 トンとしても最大 3 万トンに達することになり、総量としては到底無視できるような数量ではないことは明らかである。 そういう意味では、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」は安全側に立っているとは言えないため、現行制度を見直し、より安全側に立った規制を行うべきではないか。</p>
37	<p>【該当箇所】 6 頁 18 行目～21 行目</p> <p>【意見】 仮に、本件提案のとおり、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の見直しを行うことになった場合には、「安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである」との考えに賛成であり、そのための議論の場としては、公開の 3 省合同検討会が適当である。(団体2)</p>

	<p>【理由】</p> <p>現行の特例要件の変更は必要ないと思えるが、仮に、「環境排出量」への変更が認められる場合には、スクリーニング評価用排出係数とリスク評価用排出係数は用途により差異が大きくなる場合があることから、安全側に立った排出係数の設定・運用とすることが不可欠である。</p>
38	<p>【該当箇所】</p> <p>6 頁下から 4 行目～末行</p> <p>【意見】</p> <p>「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである」との考えに賛成である。(団体 2)</p> <p>【理由】</p> <p>安全側に立った用途別の排出係数の設定・運用にあたっては、用途情報の正確な把握が必要であるため、速やかに事業者から用途情報を追加情報として求めることができるようにするべきである。</p>
39	<p>【該当箇所】</p> <p>毒性が非常に強い新規化学物質に関する具体的な措置 8 ページ 15~19 行</p> <p>【意見】</p> <p>「特定新規化学物質について、は、不用意に環境中に排出されないよう、事業者に適切な取り扱いを促すため、以下の措置を講じてはどうか」という、措置の中に、製造事業場への立ち入り調査の実施を入れるべきである。(団体 2)</p> <p>【理由】</p> <p>環境排出量が少ないために優先評価物質に指定されない物質ということで、安易に用途を拡大することが考えられるので、事業者への指導や助言を行うためにも、立ち入り調査を実施し、確認するべきである</p>
40	<p>【該当箇所】</p> <p>8 ページ 20~25 行</p> <p>【意見】</p> <p>情報伝達の努力義務の中に、特定新規化学物質が含有していることを表示するとともに、GHS 制度に基づいた SDS を作成し、添付すること、最終消費者製品にも添付することを義務付けるべきである。(団体 2)</p> <p>【理由】</p> <p>環境汚染を防止するためには、製品として使用中の環境への排出、廃棄物として処分時の環境への排出を極力防止することが重要である。そういう観点から、特定新規化学物質の含有に関して、サプライチェーン及び消費者への情報伝達をきちんと行うべきである。</p>
41	<p>【該当箇所】</p> <p>5 ページ目 6 行目 ~ 6 ページ 29 行目 ( 2 全体)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少量及び低生産新規化学物質に関する特例制度の合理化案は、日本の化学産業とりわけ中小企業やベンチャー企業にとって事業機会の拡大につながり、かつ多くのサプライチェーンにかかわるユーザーにとっても競争力が強化されることになる。経産省試算では、本改正による経済効果は少量新規化学物質自体が 861 億円、当該物質を用いた製品を含むサプライチェーン全体で 4,706 億円として試算しているが、製造量の制約に伴う外部委託(国外も含む)や立地変更等を勘案するとさらに大きな経済的メリットが予想される。従って、今回の提案は、化学産業のみならず関係の業界も含めた日本全体の産業力の向上に資するものとして高く評価したい。</li> <li>・一方で、全国上限値を「環境排出量」に変更する案は、化審法の法目的及び現行リスク評価との整合性から否定するものではないが、国全体での数量制限を置く制度は日本だけである。環境排出量換算に変更した場合でも、開放系用途によっては同一物質を複数の申し出があったケースでは依然、数量調整が実施されることになる。この点については、将来的に当該物質の実態調査や、別の管理手法の導入等を検討しさらなる改善が見込めるのではないか。(団体 3)</li> </ul> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な化学物質管理の整合性が求められる中、産業競争力を確保しながらより効果的なリスク低減を進めることが重要である。リスクはハザード×曝露量という観点からすれば毒性が明らかではない少量・低生産化学物質について量的制限で管理せざるを得ない現実を理解できるが、多様な特性(物理化学性状)を有する物質を一律に量的な制限を行うことが必ずしも妥当ではない。</li> </ul> <p>【根拠】</p>

	<p>第 2 回化審法見直し合同会合 配布資料 参考資料 1  <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/010_s01_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/010_s01_00.pdf</a>  第 2 回化審法見直し合同会合 配布資料 2-2  <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/010_02_02.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/seizou/kagaku/seido_wg/pdf/010_02_02.pdf</a></p>
42	<p>【該当箇所】  6 ページ目 18 行目 ~ 6 ページ 21 行目</p> <p>【意見】  ・排出係数は、実態を踏まえた見直しが図られるべきであるが、当面は現行のスクリーニング評価の排出係数を採用すべきではないか。(団体 3)</p> <p>【理由】  ・化審法合同見直し会合の中で、リスク評価用の排出係数の最大値を念頭においた「安全側」という意見があったが、排出係数はあくまでも、日本における化学物質の用途情報に基づいた環境排出量の実態と当該化学物質の特性を踏まえ検討されるべき。  ・現在、化審法における排出係数は、EU 等の排出係数を事業所取扱量や PRTR 届出データで補正した我が国の実情に合わせた手法で算定している。スクリーニング評価では、リスク評価で使用する約 280 の用途分類を約 50 種類に集約し、リスク評価用の排出係数を用途分類毎に幾何平均で括っている。  ・少量・低生産量と一般化学物質の排出係数の算定が同一でよいかの見直しは必要ではないか。本来少量、低生産量であれば開放系空間であっても広範囲には拡散されないと推定される。また、少量、低生産量であれば物質特性(蒸気圧、溶解性、加水分解等自然条件下での安定性)等を考慮すべきではないか。</p> <p>【根拠】  ・平成 21 年度環境対応技術開発等(改正化審法における化学物質のリスク評価スキームに関する調査)報告書(平成 22 年 3 月)  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/files/21FY_Report.pdf#search=%27E5%8C%96%E5%AF%A9%E6%B3%95%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E8%A9%95%E4%BE%A1+%E6%8E%92%E5%87%BA%E4%BF%82%E6%95%B0%E3%81%AE%E8%A8%AD%E5%AE%9A%E6%A0%B9%E6%8B%A0%27">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/files/21FY_Report.pdf#search=%27E5%8C%96%E5%AF%A9%E6%B3%95%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E8%A9%95%E4%BE%A1+%E6%8E%92%E5%87%BA%E4%BF%82%E6%95%B0%E3%81%AE%E8%A8%AD%E5%AE%9A%E6%A0%B9%E6%8B%A0%27</a>  ・第 2 回化審法施行状況検討会 配布資料(平成 27 年 10 月 16 日)  <a href="http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kashinhou/pdf/002_02_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kashinhou/pdf/002_02_00.pdf</a></p>
43	<p>【該当箇所】  ・6 ページ目 26 行目 ~ 6 ページ 29 行目</p> <p>【意見】  ・数量上限を環境排出量で設定する以上、用途情報の正確性を担保するために国が用途情報を厳密に把握できる体制を構築することは必要であると認識している。その際、現行制度での実績と整合性を踏まえ、用途の確認はあくまで化審法上の規制対象である製造・輸入業者の十分な責任において行うべきであり、速やかな上市が図れ、事業者にも過度の負担にならないよう現実的で合理的な把握、運用方法を構築されたい。  ・用途情報の入手は困難な場合もあるが、業界として可能な限りこれを把握し、管理できるように、製造・輸入業者は使用者に対し、制度への理解と協力を求め、正確な情報収集に努めることが重要と考える。  ・業界として、使用者に対し用途の伝達と安全な取り扱いに関する情報の提供に最大限努力したいと考える。可能な限り末端のサプライチェーンまで物質の安全情報を伝えることが本来のリスクの低減につながるものと判断できる。  ・政府も履行状況の把握や監視を行い、我が国全体として新制度が確実かつ効果的に運用されるように努力をすべきと考える。具体的には、前述した製造・輸入者(申出者)のユーザーやサプライチェーンに対して政府が直接用途調査等を行うことにより、申出者の用途情報の正確性も向上し「効果的」管理が行われると思われる。(団体 3)</p> <p>【理由】  ・本来、化審法は製造・輸入者が責任を負うべき(規制対象)制度であり用途の確認、報告の仕組みは、一元的に製造・輸入者が責任を持って対応すべきである。この点は中間物の特例制度における中間物の確認を使用者に求めるシステムとは異なるものと理解する。これまで既存化学物質の製造・輸入数量届出において、用途情報の提供は既に製造・輸入者の情報提供によって運用されており、リスク評価スキーム全体として一貫性、整合性があり、事業者にとっても合理的であると判断され、他国においても、製造・輸入業者により確認された用途結果のみの届出で運用されている。</p>

44	<p>【該当箇所】 ・9 ページ目 3 行目～9 ページ 14 行目</p> <p>【意見内容】 ・既存化学物質は、化審法だけでなく、毒劇物法等他法規の枠組みで既に管理されており、今回提案された注意喚起は特段不要と考える。従って、「3.その他の関連事項」は全文削除すべき。(団体3)</p> <p>【理由】 ・SDS による情報提供(ハザードコミュニケーション)は、安衛法、化管法、毒劇物法の他の複数の法令で義務化されるとともに、事業者による自主的取り組みで行われている。毒性の非常に強い物質は GHS の危険有害性基準に該当するため、SDS の記載情報としてこれらの仕組みの中で情報伝達されることになる。 ・既存化学物質は、毒性の強弱にかかわらずスクリーニング評価を行い、優先評価化学物質に該当した場合、事業者が情報提供に努める管理の仕組みが既に運用されている。 ・多くの既存化学物質については、その毒性学的知見は乏しく、強い毒性を判断できる評価が適切に行われるか疑問である。すなわち既存化学物質は全て新規化学物質のように均一で信頼性に足るデータが揃っていない状況で、現実に毒性の非常に強い物質の判断を適切に行うことは不可能ではないか。また知見があったとしてもどのようなプロセスで実施、判断していくのか化審法上の扱いとして明確にすべきである。</p>
45	<p>【意見】 「N I T E 等の公的な化学物質情報を元に、すべての製品 S D S を作成する方法にしてほしい。そうしないと、同じ化学物質でも危険有害性情報がマイルドな結果が得られる海外情報を入手したメーカーが販売上有利になる。」 労安法改正により、ユーザーが切削油剤等の製品 S D S に、G H S シンボルマークのつかない製品に変更しています。しかし、製品 S D S を作成するために、N I T E や日本の原料メーカーの S D S の有害性評価結果を使用するより、外国(欧州等)の有害性情報や海外品の S D S を利用した方が有害性評価が低いようです。 そのため、大手企業は、N I T E 等のデータは、使用せず、費用や人員をかけて海外の根拠となるデータを入手して専門家に有害性判定をお願いしているようです。我々中小企業は、N I T E 等のデータを使用するしかないので、N I T E 等のデータを見直してほしい。このままでは、同じ化学組成の製品でも、S D S に結果を見て、国内メーカー品を使用せず、すべて海外品へ変更されることになりかねません。我々は、S D S 作成時、いままで少し過剰でも厳しい有害性情報にして、労働者に注意喚起してきました。しかし、製品 S D S の危険有害性情報がマイルドになるように作成する競争になっています。これが労働者を守ることになるのでしょうか。。。(企業7)</p>
46	<p>【該当箇所】 (6 ページ・12 行目～17 行目)</p> <p>【意見】 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」に変更することは、国内メーカーの競争力を高め、雇用の維持・拡大に寄与することから歓迎する。一方、個社上限値まで製造・輸入を行うことができるのとことであるが、もし輸入についても個社上限値まで扱えるのであれば、海外メーカーとの競争力の均衡を図るべく、国内メーカーが海外子会社で製造し輸入する分については、国内事業所で製造したものと分けて計算するような仕組みとしていただきたい。(団体4)</p> <p>【理由】 ひとつの海外メーカーの製品を国内の数社が個社上限値まで輸入することが可能であり、それは国内メーカーに許される個社上限値の数倍量の海外メーカー製品が我が国の中で流通することを意味する。これは明らかにフェアとは言えず、国内メーカーの競争力を弱めることにつながると考えるため。</p>
47	<p>【該当箇所】 (6 ページ・26 行目～29 行目)</p> <p>【意見】 用途情報の正確性を担保するために、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めることは非常に重要と考える。そこで、例えば少量新規化学物質の場合、届出・申出ベースでの一つの物質についての環境排出量が 0.9 トンを超過した場合のみ追加情報を求めるといったように、追加情報を求める際のガイドラインを明示していただきたい。(団体4)</p> <p>【理由】 届出・申出は 4 万件近くにもおぼり、すべての届出・申出に対して追加情報を求めることは、環境負</p>

	荷の観点や、実際に情報を収集する現場の負担を考慮すると、非効率であると考えため。
48	<p>【該当箇所】 ( 7 ページ・ 3 0 行目 )</p> <p>【意見】 「毒性が非常に強い」というのはどういう定義なのか基準を明確にさせていただき、そのうえで、それらの構造と毒性の因果についても示していただきたい。( 団体 4 )</p> <p>【理由】 化学物質開発を行う現場の参考になると考えるため。</p>
49	<p>【該当箇所】 ( 8 ページ・ 2 0 行目 ~ 2 5 行目、 9 ページ・ 3 行目 ~ 1 1 行目 )</p> <p>【意見内容】 「特定新規化学物質」を他の事業者に対し譲渡・提供するとき、当該化学物質である旨を伝達する新たな努力義務については、理解できる。 一方、既存化学物質について毒性が非常に強いことが判明した場合にも、全ての事業者に毒性が強く取扱いに注意が必要な物質である旨を伝達することも大切であると考えが、この方法としては新たな努力義務による方法とするのではなく、従前より運用されている G H S 分類を活用した S D S による情報提供としていただきたい。( 団体 4 )</p> <p>【理由】 G H S 分類を活用した S D S による情報提供は、現場に馴染んでおり、作業員に理解されやすく、安全で安心のおける方法と考えるため。</p>
50	<p>【該当箇所】 6 ページ目 1 2 行 ~ 1 7 行目</p> <p>【意見】 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の確認の基準となる全国上限値を『製造・輸入予定数量』から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される『環境排出量』に変更する。」ことに反対である。( 団体 5 )</p> <p>【理由】 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度は、新規化学物質としての通常の審査制度の特例として、前者についてはデータの届出を全て免除され、後者については分解性・蓄積性のデータの届出のみでよいとされるものである。通常新規の審査には分解性・蓄積性・人健康影響・生態影響の試験データの届出が必要とされるのに対し、少量新規、低生産量新規では事業者の負担が軽減されている。少量新規制度は化審法制定時から存在していた制度であるが、低生産量新規は平成 1 5 年から導入されたものである。 今回の変更案の理由として、「我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行していることを受けた制度見直し案として」との記載があるが、そうだとすれば、少量新規等の合理化(緩和)ではなく、むしろ事業者の負担を軽減する特例制度そのものを再検討すべきではないか。 少量新規は年々増加傾向にあり、通常新規の年間申請数約 4 0 0 件に対し、少量新規は年 30,000 件を上回っている状況である。おそらく当初は、製造・輸入予定数量が一つの新規化学物質について年間 1 トン以下程度であれば、人の健康や生態系への影響は無視できる程度であるとの前提でこのような特例制度が設けられたものと考えられるが、30,000 種類を上回る新規化学物質についての申請が行われる状況となれば、各物質についてそれぞれ上限 1 トンが製造・輸入されると想定して単純計算すると 30,000 トンにも達し、総量としては到底無視できるような数量でないことは明らかである。 化学産業の形態に移行の実態があるならば、今後ますます少量新規が増加し、それにもなって環境負荷も増大することは必至である。そのような産業の変化にもかかわらず、毒性データ等の届出免除の「特例」を維持し続けることは、環境負荷が増大するにもかかわらず、産業界の「ただ乗り」を許すことに他ならず、問題である。 また、基準となる全国上限値を製造・輸入予定量から環境排出量に変更しても問題がないことの根拠として、毒性が最も強いディルドリンが全国総量で 1 トン排出されたとしても、人の健康及び鳥類の繁殖に及ぼす影響に懸念がないことや、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンがそれぞれ全国総量で 1 0 トン排出されたとしても、人の健康及び生活環境動植物への生息・生育への影響について懸念されないことが推計されたことが挙げられている。しかし、ディルドリンについては生物に関</p>

	<p>しては鳥類の繁殖という点しか考慮されておらず、人の健康についても限られた側面しか評価されていない。また化学物質の複合影響についても知見がない中で、人の健康や生態系に悪影響がでないことを前提として、基準を製造・輸入予定量から環境排出量に変更し、実質的に規制を緩和すべきではないか。</p> <p>したがって、早急に、「特例」のあり方について再検討し、事業者に対して毒性データ等の届出を義務づける新たな少量・低生産量新規化学物質の審査制度を構築すべきである。</p>
51	<p>【該当箇所】 6 ページ目 1 8 行目 ~ 2 1 行目</p> <p>【意見】 仮に、本件提案のとおり、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の見直しを行うことになった場合には、「安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである」との考えに賛成であり、そのための議論の場としては、公開の3省合同審議会が適切である。(団体5)</p> <p>【理由】 前記1(意見番号 )で述べたとおり、現行の特例要件の変更は必要ないと考えますが、仮に、「環境排出量」への変更が認められる場合には、スクリーニング評価用排出係数とリスク評価用排出係数は用途により差異が大きくなる場合があることから、安全側に立った排出係数の設定・運用とすることが不可欠である。</p>
52	<p>【該当箇所】 6 ページ下から 4 行目 ~ 末行</p> <p>【意見】 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。」との考えに賛成である。(団体5)</p> <p>【理由】 前記2(意見番号 )で述べたように、安全側に立った用途別の排出係数の設定・運用が重要であるところ、そのためには用途情報の正確な把握が必要である。 一方、第3回化審法施行状況検討会(平成27年12月4日)における配付資料によれば、中間物等の特例についての立入検査の実施状況に関し、平成26年に立入検査を実施した30事業所において、記載事項の不備などについて対応を求めた事例が26件もあったことが報告されており、事務所における化学物質管理が徹底されているとは到底いえない状況にあることがわかる。 したがって、事業者から追加情報を求めることはもとより、立入検査など国が用途情報を厳密に把握できる体制を構築する必要がある。</p>
53	<p>【該当箇所】 8 ページ 1 5 行目 ~ 末尾より 1 行目</p> <p>【意見】 「毒性が非常に強いことが判明したものの、環境排出量が少ないために優先評価化学物質等に指定されない物質(「特定新規化学物質」)については、不用意に環境中に排出されないよう、事業者に適切な取扱いを促すため、以下の措置を講じる」ことは賛成である。ただし、情報伝達については、「努力義務」ではなく「義務」とすべきである。(団体5)</p> <p>【理由】 毒性が非常に強い物質については、リスク評価に基づくリスク管理だけでなく、毒性に注目し、不用意に環境中に排出されないよう、ハザード管理も必要である。 そのような管理を行うためには、適切な情報伝達が不可欠であり、事業者にその義務を課するのが相当である。</p>
54	<p>【該当箇所】 8 ページ末行 ~ 9 ページ 2 行目</p> <p>【意見】</p>

	<p>「特定新規化学物質に係る措置は、当該化学物質の名称公示後も継続することが必要である」との意見に賛成である。(団体5)</p> <p>【理由】 「特定新規化学物質」は公示後も毒性の強さに変わりがないので、このような措置は継続されなければならない。</p>
55	<p>【該当箇所】 9ページ4行目～6行目</p> <p>【意見】 既存化学物質についても、毒性が非常に強いことが反映した場合には、全ての事業者・国民に周知し、取扱いの注意を促すことに賛成である。 ただし、事業者の自主的取組ではなく、SDSの交付を末端消費者にまで義務づけるべきである。(団体5)</p> <p>【理由】 毒性が強い物質については、新規のみならず、既存物質についても適切な「ハザード管理」が求められる。 不用意な環境中への排出を防止するには、事業者間(B to B)のみならず、末端消費者にも(B to C)情報伝達(SDS交付)を義務づける必要がある。</p>
56	<p>【該当箇所】 6ページ目26行～29行目</p> <p>【意見】 少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の確認の基準となる全国上限値を「製造・輸入予定数量」から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」に変更するにあたり用途情報の正確性を担保することの重要性は理解でき、これは化審法上の規制対象である製造・輸入事業者(申出者)の十分な責任において行うべきである。更に、申出者が物質の安全性情報をこれに関わるサプライチェーンへ早く、正確に伝達することが物質の適切な取扱いに繋がると考えられることから、今後最大限努力したい。 一方、申出者のこうした取り組みに加え、関わるユーザーやサプライチェーンに対して政府が直接物質の用途調査等を行うことにより用途情報の正確性を一層担保できるものと思われる。(企業8)</p> <p>【理由】 本来、化審法は製造・輸入事業者が責任を負うべき制度であり、従来より既存化学物質については、製造・輸入数量届出において用途情報の提供は製造・輸入事業者の情報提供によって運用されており、リスク評価スキーム全体として一貫性、整合性があり、事業者にとっても合理的であると判断され、他国においても、製造・輸入事業者により確認された用途結果のみの届出で運用されている。</p>
57	<p>【該当箇所】 9ページ目3行目～9ページ14行目</p> <p>【意見】 「その他の関連事項」に記載された既存化学物質に関する記載は削除するべきである。 既存化学物質についてはその多くが毒性学的知見に乏しいことが直面する問題であり、毒性情報の効果的、効率的取得を目的としたQSAR等の毒性予測手法の導入に向けた対応を加速化すべきであると考え。(企業8)</p> <p>【理由】 ・毒性の非常に強い物質はGHSの危険有害性基準に該当するため、SDSの記載情報としてこれらの仕組みの中でもユーザーへ情報伝達される。 ・毒性の非常に強いことが判明した既存化学物質はスクリーニング評価により優先評価化学物質と判断された場合、事業者が情報提供に努める制度が従来より運用されている。 ・上記に加え、海外では既に予測手法の導入が進んでいることを考慮すると、まず検討すべきは我が国においても毒性の予測手法の導入と、これを用いた既存化学物質における毒性学的知見の効果的・効率的な整備である。</p>

58	<p><b>【該当箇所】</b> その他関連事項</p> <p><b>【意見】</b> 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請にかんがみ、動物を用いない in vitro/in silico の試験法について開発・活用を促進する取り組みが必要であることについて言及すべき。また、化審法改正にあたり、動物実験代替の原則について条文に盛り込んでほしい。(団体6)</p> <p><b>【理由】</b> EU 及び米国での動物を用いない試験法への取り組みには近年目覚ましいものがある。昨年、アメリカの化学物質規制法である TSCA が改正されたが、中でも新たな試験方法の研究開発が優先されること、また評価された動物実験の代替法がある場合には、それを使わなければならないことが盛り込まれた。 経済産業省でも、研究開発及び OECD テストガイドライン化などへの取り組みが行われており、欧米に後れをとらないためにも化審法の条文にこれらの新規試験法への取り組みについてぜひ原則を盛り込んでほしい。</p> <p><b>【根拠】</b> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成二十一年五月十二日 参議院経済産業委員会 十 試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請にかんがみ、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。 また、国内外の法制度で明記されている動物試験における 3R (代替法活用、使用数削減、苦痛軽減) の原則にかんがみ、不合理な動物実験の重複を避けるなど、3R の有効な実施を促進すること</p>
59	<p><b>【該当箇所】</b> 5 ページ目 2 行目 ~ 4 行目 「国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できない事により事業者のビジネス機会が消滅し、損失が発生してしまうおそれが高まっている。」</p> <p><b>【意見内容】</b> 該当箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できない事により事業者のビジネス機会が消滅し、損失等が発生してしまうケースが増加している。」(企業9)</p> <p><b>【理由】</b> 事業者においては実際にビジネス機会が消滅し、試験費用等を含めた負担や損失が発生しているため。また、化審法に係る事業者のみではなく、平成27年度第1回化学物質審議会での委員の発言の通り、その川下事業者を含めると我が国におけるビジネス機会の損失は大きい。</p>
60	<p><b>【該当箇所】</b> 5 ページ目 6 行目 ~ 9 行目 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は欧米にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の全国上限という考え方は我が国以外にはないが、人の健康や生態系への安全性を確保する観点から、この考え方を撤廃することなく、リスクを基礎にした管理の考え方を導入して、全国上限値を製造・輸入予定数量から環境排出量に変更することを検討する。」(企業9)</p> <p><b>【理由】</b> 全国上限の考え方は欧米のみならず、世界的にも類を見ない我が国固有の特徴的な制度であり、国際整合性に欠けることを明確にするため。</p>

61	<p><b>【該当箇所】</b> 5 ページ目 9 行目 ~ 11 行目 「現行の個社上限は維持するとともに、環境排出量で定める全国上限値に納まるように各申出者の製造・輸入予定数量を引き続き調整する。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「現行の申出者の製造・輸入予定数量上限値は維持するとともに、環境排出量で定める全国上限値に納まるように引き続き調整する。」(企業9)</p> <p><b>【理由】</b> 現行制度の規定、運用の記載には、全国数量の上限の規定はあるが「個社上限」の概念はない。より明確な表現とするのが良いと考えるため。</p>
62	<p><b>【該当箇所】</b> 6 ページ目 5 行目 ~ 6 行目 「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、安全側に立った排出係数の設定・運用とすることが求められる。」 6 ページ目 18 行目 ~ 21 行目 「なお、このような見直しに当たっては、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の特徴に応じて、引き続き安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当下線箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「安全側に立った」を、「適切な」に変更。(企業9)</p> <p><b>【理由】</b> 現在の化審法における一連のリスク評価スキームにおいて、スクリーニング評価用排出係数は懸念がある物質を確実に優先評価物質に引き上げ、リスク評価を実施できるよう、適切に設定されたものと考えられる。リスク評価における排出係数は詳細リスク評価に用いられるものであり、その最大の排出係数の使用等、過度に安全側に立った排出係数の利用は化審法におけるリスク評価スキームやリスクベースでの化学物質管理という観点からも適切ではなく、科学的根拠および合理性に大きく欠ける上、事業者にとって不要な制限を与え、我が国の産業発展を阻害すると考えられるため。</p>
63	<p><b>【該当箇所】</b> 6 ページ目 下から4行目 ~ 下から1行目 「したがって、用途情報の正確性を担保するためにも、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである。」</p> <p><b>【意見】</b> 該当下線箇所は、下記理由に基づき、例えば次の様に改めて頂く必要があると考えます。 「国が用途情報を厳密に把握できる体制」を、「国が用途情報を適切に把握できる体制」に変更。(企業9)</p> <p><b>【理由】</b> 用途情報は川下事業者にとっては営業秘密であり、簡単に開示できるものではなく、製造・輸入者にとって全ての用途情報を厳密に把握することは困難であり、現実的ではない。一方、行政が全ての用途情報を自ら把握することは現実的ではないと考えられる。そのため、必要な範囲において適切に用途情報を把握することで十分ではないかと考える。また、化審法は製造・輸入における規制であり、過度に川下に義務を課すことは法の枠組みとして問題があるのではないかと考える。</p>
64	<p><b>【該当箇所】</b> 同6 ページ目 下から4行目 ~ 下から1行目(意見5と同一箇所)</p> <p><b>【意見内容】</b> 「国が用途情報を把握」というところで、新規化学物質の急な用途変更の需要に対応できるように、</p>

	<p>数量確認の機会を増やす、あるいは用途の変更等が速やかに可能となる運用として頂きたい。(企業9)</p> <p><b>【理由】</b>  開発品の中には、予定していた用途と異なる用途への要望を受けることがある。現状の少量新規年4回、低生産量 年1回の確認機会において、上記のような用途情報に変更があっても対処は可能であったが、現状の機会のままの「国が用途情報を把握」してからの確認となると、ビジネスチャンスを失う可能性がある。</p>
65	<p><b>【該当箇所】</b>  9ページ目 4行目 ~ 15行目  「○ 既存化学物質についても、毒性が非常に強いことが判明した場合には、全ての事業者に毒性が強く取扱いに注意が必要な物質である旨を以下のような措置によって伝達し、取扱いの注意を促してはどうか。」～(中略)～「(HP等での公表)・毒性等の所要の情報を経済産業省及び環境省のホームページ等のウェブに掲載し、国民に広く周知する。」</p> <p><b>【意見】</b>  該当箇所は削除する。(企業9)</p> <p><b>【理由】</b>  既存化学物質においては既に化審法における一連のリスク評価の枠組みによってリスクベースの管理がなされており、ハザードベースでの管理に基づく該当箇所の記載は法の枠組みから逸脱しているため不適切と考えられる。また、一定の有害性に関する知見がある物質においては、SDS等による情報提供が他法令や自主的取り組みによって既に行われており、重複規制となるため不要と考えられる。(慢性毒性の知見を根拠とするのであれば現在のリスク評価の枠組みで対応可能であり、急性毒性の知見を根拠とするのであれば化審法ではなく、毒劇法等の他法令での規制が妥当である。さらには、有害物質を悪用する事件も発生しており、毒性の強い物質をHP等において国民に広く周知することは悪用防止の観点から鑑み、慎重に実施すべきと考えられる。</p>
66	<p><b>【意見】</b>  今後の化学物質対策の在り方について(案)の7ページ25行の毒性が強く残留性がない化学物質に該当するものとしてイソシアネート類の簡易分析ケムキーTLDを継続していますが頻繁に検出誰ていますし、それに対応した健康影響を訴える住民がすくなくありません。8ページ15行から9ページ2行までの措置には賛成です。ただ、化学物質としての指定が通常は化合物名で個々の対象とされますが、イソシアネート類はいずれも同様なごく薄くても重大なアレルギーを発症する割合が多く、しかも無限に多様なイソシアネートが開発され、また使用環境で分解し、多様なイソシアネートが発生します。例として床材塗装が加熱分解してメチルイソシアネートなど8種類の検出された例があります。NIOSHやD.C.Allport編MDI &amp; TDIでは、イソシアネートの規制は個々の種類のイソシアネートでなくて合計イソシアネート基であるべきだと指導しています。しかし日本ではgプ系イソシアネート基分析の試薬さえ輸入されていないとどの分析機関でも分析できません。私たちはハネウェル社製ケムキーを輸入して体調不良があるところでのイソシアネートの出没を確かめていますが、減らしい材料の特許出願状況を調べると、ほとんど確実にイソシアネートを何らかの目的で混入していました。最近では徐放性能のために香り成分や農薬にも広く使用していることを知りました。道路舗装や遠地区にも大量に使います。日射などでの分解で、製造と中よりも複雑な発生が身近で推測されます。このような有害性危険性の規制し方は現在までの法規では見当たらないのですが、現実問題としてはしんこくなので、何かの形で対策出来るようお願いしたく、この機会に提出しました。(個人5)</p>
67	<p><b>【意見】</b>  少量新規化学物質は年々増加している。製造・輸入予定数量が年間1トン以下であれば、人の健康や生態系への影響は無視できる程度であるとあるが、申請件数が、約3万件に上るとすれば、上限1トンとしても3万トンになり、総量としても無視できない。そういう意味では製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される「環境排出量」は安全側にたっているとはいえない。現行制度を見直し、より安全側に立った規制を行うべきである。(団体7)</p>